

沖縄県農作物の種苗の生産に関する条例（案）

目次

第1章 総則（第1条―第5条）

第2章 農作物の種苗の生産に関する基本方針及び施策（第6条―第8条）

第3章 沖縄県農作物種苗知的財産審議会（第9条―第14条）

第4章 雑則（第15条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、農作物のおきなわブランドの確立と生産供給体制の強化を図る上で、本県の土壌、気候、風土及びその他の自然的条件に適する農作物の優良な品種の育成及び優良な種苗の安定的な供給が不可欠であることに鑑み、農作物の優良な種苗生産に係る基本理念、県の種苗生産に係る施策に関する基本方針、その他優良な種苗の生産のために県が講ずる措置を定めるとともに、県の責務及び種苗生産者の責務を明らかにすることにより、農作物の優良な種苗の安定的な生産を推進し、もって本県の農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 種苗 種苗法（平成10年法律第83号）第2条第3項に規定する種苗をいう。
- (2) 原種 農作物の生産に用いる種苗の生産に用いる種苗をいう。
- (3) 戦略品目 農産物における市場の競争力の強化により生産の拡大及び付加価値を高めることが期待できると知事が定める農作物をいう。
- (4) 安定品目 社会経済施策等の観点から現制度を維持しつつ生産確保を図るべきであると知事が定める農作物をいう。
- (5) 遺伝資源 品種の育成の材料として県が保存する島野菜等の在来種、交配素材、県の品種及び育種の過程で得られる系統をいう。

（基本理念）

第3条 農作物の優良な品種の創出及び優良な種苗の生産は、優良な品種の優良な種苗が

農作物の品質の確保及び安定的な生産のために欠くことのできない重要なものであるという認識の下に行わなければならない。

2 農作物の優良な種苗の生産は、県、種苗生産者、品種育成者及び関係機関が相互に連携し、協力することにより推進しなければならない。

3 遺伝資源、種苗生産に係る知識及び技術は、本県の貴重な知的財産であるという認識の下に保存及び管理しなくてはならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、農作物の種苗生産に関する施策を総合的に策定し、及び施策を実施する責務を有する。

(種苗生産者の責務)

第5条 種苗生産者は、種苗生産ほ場を設置し優良な種苗を安定的に生産するよう努めるものとする。

2 種苗生産者は、優良な種苗を安定的に生産するために必要な知識及び技術の向上に努めるものとする。

第2章 農作物の種苗の生産に関する基本方針及び施策

(基本方針)

第6条 県は、本県の土壌、気候、風土及びその他の自然的条件に適した優良な品種の創出を図るものとする。

2 県は、優良な種苗の生産の円滑化を図るものとする。

3 県は、遺伝資源の収集、保存及び活用の強化を図るものとする。

(県が講ずる施策)

第7条 県は、前条の基本方針に基づき次の施策を講ずるものとする。

(1) 戦略品目及び安定品目の優良な品種の育成及び決定。

(2) 優良な品種の原種の生産及び必要な体制の整備。

(3) 種苗生産者に対する優良な種苗の生産のために必要な助言及び指導。

(4) 県内にある品種の育成の材料となる島野菜等の在来種の収集及び保存。

(5) 県が有する遺伝資源、農作物の種苗の生産に関する知識、技術その他の知見の適切な保存、管理及び知的財産の活用。

(財政上の措置)

第8条 県は、農作物の種苗の生産に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を

講ずるよう努めるものとする。

第3章 沖縄県農作物種苗知的財産審議会

(設置)

第9条 県の諮問に応じ、県が有する遺伝資源、農作物の種苗の生産に関する知識、技術その他の知見の適切な保存、管理に関する重要事項を調査審議するため、県の附属機関として沖縄県農作物種苗知的財産審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第10条 審議会は、農業競争力強化支援法第8条の4による知見の提供に関する事項について調査審議を行う。

(組織)

第11条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、関係団体の役員又は職員、関係行政機関の職員、その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第12条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第13条 審議会の会議は会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会長への委任)

第14条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。